

独立行政法人通則法改正法等の施行に伴う

行政文書の管理に関するガイドラインの一部改正について

平成 27 年 3 月
公文書管理課

- 独立行政法人通則法の改正により、公文書管理法施行令の別表を改正することから、「行政文書の管理に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）の別表についても同様の形式的改正を行う。

<主な内容>

別表のうち、独立行政法人等に関する事項について、

- ・中期目標及び中期計画を定める中期目標管理法のほか、中長期目標及び中長期計画を定める国立研究開発法人並びに年度目標及び事業計画を定める行政執行法人に係る名称の変更。
- ・独立行政法人評価委員会が廃止されること等に伴う規定の削除。

<手続>

- ・独立行政法人通則法改正法等の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日）と同日の施行を予定。